

令和2年度第1回補助金等審議会 会議録

日 時：令和2年8月28日（金）13時30分～14時05分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東渕則之委員、太田響子委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（皆川・岡井・曾我部）

欠席者：佐藤清志委員

1 開会

会議の成立を確認した。事務局に異動があったため、紹介を行った。

2 議事

（1）補助金にかかるこれまでの経緯

（事務局）

資料1、伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドラインに基づき説明する。3月11日第5回補助金等審議会を開催した際、中間報告として、伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドラインの提案をいただいた。

その提案を受け、市では3月19日に庁内の企画調整会議、4月6日の定例庁議に付議し、ガイドラインの制定及び今年度の補助金支出に対する要綱変更の通知、次年度予算編成時のチェックシートの提出について協議を行い、内容の整理・修正を施し、4月13日にガイドラインを制定し、各課に通知した。本年度の運用について、事業効果欄が追加になっているかどうか、まだ確認はできていないが、今後状況を確認していく。ガイドラインの8ページにあるチェックシートは令和3年度の当初予算以降からの適用であることから、予算要求時には各課から提出があると考えている。

また、前回の審議会において、委員から補助金全体に関して一般的な法令や規則という形で整備すべきではないかという意見があった。資料2をご覧ください。これまで補助金を交付する際、要綱を定めて運用していたが、県内の規則の制定状況を確認すると、愛媛県及び20市町の計21の自治体のうち、規則として定めている県市町が13、要綱として定めている市町が2、定めのない市町が当市を含め6市町あった。この状況を踏まえ、当市も交付規則を定めるべきとの考えから、現状定めている交付要綱について確認、整理をし、整合性を取った上で規則を定めることとした。

実際に交付要綱を調べ始めたのだが、これまで数多くの交付要綱が定められており、年度を区切った補助金交付要綱がいくつかあったものの、ほとんどの補助金が終期に定めのないものであった。法制担当に確認すると、要綱はそれぞれの補助金を出す手順を定めたものであり、いわば補助金の取り扱

い説明書のような位置づけであり、つまり補助金の数だけ要綱が存在するということであった。

資料4、要綱等一覧表をご覧いただきたい。市長部局のみの要綱であり、現在でも214の補助金交付要綱が有効となっている。つまり、補助金の支出のあり方については、各所管課の予算編成に全ての鍵があり、議会の承認を受けた予算科目の補助金が翌年執行されるということであり、毎年決まった形の補助金支出があるということではないことが分かった。

その意味では、先ほどのガイドライン8ページの補助金等チェックシートを予算編成時に提出してくださいという形で進めているので、この補助金等チェックシートの整理によって翌年度の補助金の概要が分かるという形になっている。以上で説明を終わる。

(会長)

事務局からこれまでの経緯について説明があったが、何か質問はないか。

(2) 伊予市補助金等交付規則について

(事務局)

資料3のフロー図をご覧いただきたい。補助金等交付要綱から見た補助金支出の流れである。これまでの要綱の内容を確認する中で、大まかではあるが、補助金支出には基本的な流れがあり、これに沿った形で規則を定めてはどうかと考えている。

図で言えば、まず申請者から補助金の交付申請が上がる。市で内容を審査し、交付決定の可否を行う。事業を始めた後に変更や中止、廃止があった場合はそれぞれ変更申請を行い、市が受理した場合は承認通知を出す。その後事業が完了したのちに、申請者が実績報告書を提出する。市が内容を審査し、認めた場合に補助金額確定通知書を出す。その通知を受け、申請者が補助金の交付請求を出し、市が補助金を払う、という手順である。

この図のほかにも概算払や事業者に対する補助金であれば、仕入れに係る消費税等相当額報告書の提出、事業の進捗状況となる遂行状況報告書、財産管理に関する台帳や財産処分申請など、補助金の種類によってさまざまな書類の提出を義務付けているものの、概ね交付の流れはこの手順となる。

資料5では、愛媛県、東温市及び新居浜市、それぞれの補助金等交付規則を例として挙げている。愛媛県の交付規則の特徴として、例えば第4条「補助金の交付の申請をするに当たり、必要な事項を記載した申請書を提出すること」とあり、手順についての記載はあるが、様式例は定めていない。県内の補助金等交付規則では、愛南町が同じ形態となっている。資料の5ページから東温市、7ページから新居浜市の例を挙げている。東温市であれば、先

ほどの交付申請は第5条にあり、交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書(様式第1号)に掲げる資料うんぬんとあり、様式が決まっている。新居浜市の例では、規則の後に実際の様式を付けている。このような形で、ほかの市町は全て様式第〇号、あるいは別紙様式〇号、第〇号様式という、具体的な書類の例示がある。

本市の考え方として、昨年提案いただいた補助金等の取り扱いに関するガイドラインに計画書や収支予算書、収支決算書についての例示を出していることから、現時点では後者の書類の例示を付した規則の制定を考えている。

資料6-1、6-2をご用意いただきたい。6-1が補助金規則の本文、6-2がそれに付随する様式集となっている。先ほどの資料3のフロー図を見比べながら流れを説明したい。

規則の第1条から第4条まで目的や補助金名称の定義、交付の要件、補助事業者の責務について記している。第5条に申請者からの交付申請の定めを付けており、事業計画書、収支予算書を付して提出することとなっている。その第2項で、補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付を受ける場合は、書類の省略ができることとしている。伊予市の例で言えば、生ごみ処理機購入費補助金というものがある。生ごみ処理容器、いわゆるコンポストの購入であるとか、電気式生ごみ処理機であるとかを購入した場合、実際に支払った領収書により請求する。その際、事業計画書や収支予算書は当然必要ではないことから、そういう場合の適用を考えている。第6条で審査をし、交付の可否を判断することとしている。決定した際、第7条で申請者に通知することとしている。その内容に不服があり、取下げや変更等を行いたい場合、第8条、9条で触れている。変更等申請書が提出された場合、第10条にあるとおり、審査の上、可否を決定し通知することとしている。ここで他市町の事例では、認めた場合を前提とした様式となっているものの、第10条の内容から却下の場合も想定し様式に加えている。第11条、第12条は事業施工に係る補助の場合、中途の遂行状況報告を求める例があったので加えている。ただし、状況報告が必要ない補助金については、提出する必要がないという判断としている。第13条は、事業完了した際の手続きであり、実績報告、事業報告書、収支決算書を添えて提出することとしている。事業の成果や補助金が使われた用途など、ガイドラインに沿った記載となるよう、資料を作成している。同上第2項で、精算額で交付申請したものについては、その実績報告も兼ねているので、添付資料を付ける必要がないとしている。第14条には、実績報告に基づく審査を行い、確定通知書を補助事業者に通知することとしている。その際、第15条にあるとおり、成果が条件に適合していない場合は、修正等を命ずることができるとしており、ここで補助金の事

業が実際に行われているかチェックする機能が一定働くような仕組みとして
いる。第 16 条で補助金の交付請求について述べており、精算請求又は概算払
請求の含みを持たせた形としている。第 17 条からは交付決定の取消しや返還、
第 19 条で取得した財産についての取り決め、第 20 条で帳簿等の整備を義務
付けており、第 21 条で検査も可能としている。その他必要事項は第 22 条で
記している。最後附則として、規則の施行期日は来年の 4 月 1 日を案として
いる。既に今年度の補助金執行が進んでおり、年度途中での変更は申請者及
び行政側にも混乱が生じる恐れがあることから、次年度当初からとしている。

この規則の案については、法制担当のチェックも入っていない状況であり、
今後ブラッシュアップした形で制定を進めていくこととしている。

(会長)

事務局から県内の補助金等交付規則の事例と伊予市補助金等交付規則の案
について説明があった。何か質問や意見はあるだろうか。

(委員)

今説明いただいたとおり、細かいところ、精算払や領収書の件は伊予市と
して決められたということである。私は規則の中身はそんなに詳しくないの
だが、全体としては規則の型があって、それに準じて作られたという感じだ
ろうか。

(事務局)

お見込みのとおり。県内の規則の内容と他県の規則の内容を参考にしてい
る。愛媛県の規則には実際の記載例が出ていない。他県では埼玉県がどの市
町村も同じような交付規則を作っており、補助金の交付に関して出す資料は
交付ガイドラインで定めている。当市は、昨年提案いただいた補助金等のガ
イドラインが既にできていることから、県内他市町の内容に準じた形で出し
ている。各課がガイドラインに基づいて執行するという取り扱いで考えてい
る。

(委員)

本当の順番というか、規則があって、ガイドラインがあってというものか
もしれないが、元々 10 何年か前からあった要綱に対して、規則がやはり必要
という判断になったということである。順番が前後するかもしれないが、全
体的にはそういう関係性で、規則については、ある程度各自治体の型を見な
がら、かつ横のバランスを取って作られたという理解でよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

分かった。

(会長)

そのほか何かあるだろうか。よろしいか。

(3) 今後の審議スケジュール・内容について

(事務局)

スケジュールを説明する前に、この交付規則は本日示したばかりである。改めて御目通しいただき、不明な点、気付いた点があれば報告いただければ、それに合わせ改善したいと思う。法制担当にも確認を依頼しており、その内容も含め、今後変更があった場合に提示できようかと思う。

資料7、補助金等審議会スケジュール(案)をご覧いただきたい。昨年度は5回の審議会で審議を重ねていただき、補助金等の取り扱いに関するガイドラインという形で中間報告をいただいた。

今年度の主な内容として、事務局が考えているのは、先ほどの補助金等交付規則の件、そして補助金等の公開についてである。公開についても資料ができ次第ご意見を頂ければと思う。また、令和3年度の予算審議が進む中で、補助金等チェックシートについても、各課から出た内容をご披露できればと考えている。さらには、補助金等の支出のあり方そのもの、昨年度も一度ご意見を頂いた会があったのだが、今年度もいくつかの補助金に焦点を当ててご意見を頂戴できればと考えている。昨年度は各課1つないし2つということでご意見を頂いたのだが、量が多かったので、今年度は少し絞った形で見ていただきたいと思う。表現についても精査した上で公開につなげたいと思う。

開催時期については、昨年度と同様、2か月に1回程度のペースで開催させていただければと考えているものの、今年度はコロナの影響があり、開始時期が遅れたことから、今年度は4回ないし、今後検討する課題が出てきた場合を考えて最大5回の開催とさせていただければと思う。

(会長)

今の説明で何かご質問はないだろうか。よろしいか。

3 次回補助金等審議会について

(事務局)

資料7の説明のとおり、次回は10月に第2回の審議会を開催する予定としている。本日欠席の委員がいることから、確認ができるのであれば2、3の日程を想定していただき、委員に確認をし、決めさせていただければと思う。本日確認が難しいのであれば、後日改めて調整をしたいと思う。具体的には、10月の後半、11月の手前くらいの日程で組ませていただければと思う。

協議の結果、10月21日（水）、28日（水）、30日（金）が候補日として上がった。

※ 後日確認を行い、10月30日（金）13:30からの開催と決まった。

4 その他

（事務局）

今回は補助金の交付規則がもう少し進んだ形で提案できればと思う。また、昨年度の補助金の支払状況を確認する。これは公開にもつながるので、内容を確認の上、気になった点についてご意見いただく。可能であれば、公開案、どのあたりまで公開するか、どういった内容で公開するか。こちらで原案を作り、ご意見いただければと思う。

（会長）

その他何もなければ、以上で議事を終了する。ご協力ありがとうございました。

5 閉会